
AMT/NEWSLETTER

Asia & Emerging Countries Legal Update

2026年2月27日

Contents

I. 【パキスタン】パキスタンの会社法(2017 年会社法)

I. 【パキスタン】パキスタンの会社法(2017 年会社法)

1. パキスタンの会社法の概要

パキスタンの現行会社法である Companies Act, 2017(以下、「**2017 年会社法**」という。)は、同国の旧会社法である Companies Ordinance, 1984(以下、「**1984 年会社令**」という。)の全面改正法として、2017年に制定、施行された。

旧法である 1984 年会社令は、「Ordinance」(命令)という名称からもわかるとおり、パキスタンの国会で制定された「法律」ではなく、1984 年当時の軍事政権下において、国会の権能が制限されていた中、大統領令として制定された法令である。なお、パキスタンにおいて、大統領令は、あくまで一時的な措置としての効力を有するとされており、通常は一定期間が経過すると失効する。しかしながら、パキスタンにおいては、実務上、1984 年会社令を含む多くの大統領令が、繰り返し再公布され、事実上恒久法として運用されることが常態化していた。

その後、文民政権下の 2017 年に、会社法の近代化及びデジタル化、手続簡易化による投資促進等を目指して、パキスタン国会での立法手続を経て制定された法律が、2017 年会社法である。

パキスタンの会社法は、旧宗主国である英国の会社法をモデルとして制定されており、2017 年会社法もその流れを汲んでいる。そのため、英国会社法系の会社法に見られる、複数株主制度(ただし、2017 年会社法において限定的な形での株主が 1 人の一人会社制度が導入されている)、private company と public company の区別、company secretary 制度などの特徴が見られる。

2. パキスタンの会社法の所管官庁

パキスタンにおいて、会社法の所管官庁は、パキスタンの証券取引規制機関である Securities Exchange Commission of Pakistan(以下、「**パキスタン証券取引委員会**」という。)である。

多くの国では、会社法の所管官庁と、証券取引規制の所管官庁は異なっていることが多いが(たとえ

ば、日本では、前者は法務省、後者は金融庁が、それぞれ所管している)、パキスタンでは同一の官庁が双方を所管している点に特徴がある。

パキスタンにおいて、会社の登記や各種届出を受理する機関である Registrar of Companies(会社登記局)も、パキスタン証券取引委員会の下位機関である。2017 年会社法の改正や同法の施行規則の制定及び改正も、パキスタン証券取引委員会において発議、決定され、また会社法に関する各種通達も、パキスタン証券取引委員会から発行される。また、会社法上の規則違反に対する罰則や行政処分を課すのもパキスタン証券取引委員会である。

3. 2017 年会社法の特徴と改正動向

旧法である 1984 年会社令と比較した、2017 年会社法の特徴としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 一人会社(single member company)や非営利会社(not-for-profit company)などの新たな会社類型の導入
- ・ 監査委員会の権限の強化、独立取締役概念の明確化などの、コーポレートガバナンスを強化するための各種規定の整備
- ・ 合併、会社分割等の scheme of arrangement を用いた組織再編制度の整備
- ・ 各種手続のデジタル化及びオンライン化
- ・ 規制違反の場合の刑事罰から行政罰への罰則体系の変更

また、パキスタン証券取引委員会は、パキスタンのビジネス環境の改善、外国からの投資促進等の観点から、2017 年会社法の近代化、デジタル化及び国際整合性の増強を進めており、たとえば 2020 年には、FATF からの勧告を踏まえ、国際的なマネーロンダリング対策の観点から、パキスタンにおいて設立、登記された会社の ultimate beneficial owner(最終的実質所有者)の開示義務を課すための規制を導入している。

さらに、パキスタン証券取引委員会は、同じく近代化、デジタル化及び国際整合性の増強の観点から、2017 年会社法を大規模に改正するための concept paper の取りまとめを行っており、2026 年 2 月 15 日までパブリックコメントを募集するなど、近い将来の大規模改正に向けた議論を進めている。

これらの改正により、日本企業がパキスタンに進出した際に、現地での企業活動が、さらに容易かつ見通しが立てやすいものになることが期待される。

【パキスタン】
弁護士 琴浦 諒

【論文】

✂ 石井 淳弁護士が下記の論文を執筆いたしました。

「チリの鉱業権に関する法制度」

掲載誌:国際商事法務(2026年2月号)Vol.54, No.2(通巻764号)

出版社:一般社団法人国際商事法務研究所

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。